

議案第12号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、被保険者の国民健康保険税額の賦課限度額を見直すことにより、負担能力に応じた保険税負担とするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「16万円」を「18万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「16万円」を「18万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の北名古屋市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。